

令和4年6月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和4年6月10日

場 所 第5委員会室

令和4年6月10日(金曜日)

議事課主任主事 木村 結
議事課主任主事 山本 聡

午前10時28分開会

会議に付託された議案等

○議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)

出席委員(8人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	山内 佳菜子
委員	坂口 博美
委員	二見 康之
委員	野崎 幸士
委員	山下 寿
委員	来住 一人
委員	重松 幸次郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山 浩文
商工観光労働部次長	米良 勝也
観光経済交流局長	山下 栄次
商工政策課長	高橋 智彦
経営金融支援室長	島田 浩二
企業振興課長	佐々木 史郎
食品・メディカル産業推進室長	阿萬 慎治
雇用労働政策課長	児玉 珠美
観光推進課長	海野 由憲
オールみやざき営業課長	吉田 秀樹

事務局職員出席者

○西村委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

委員の皆様には、開会日にもかかわらず、御審議をいただきまして感謝を申し上げます。

今回の追加補正予算でございますが、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加えまして、原油価格や物価高騰等の影響により、生

活者や事業者の負担が増加している中で、国におきまして、原油価格・物価高騰等総合緊急対策が取りまとめられたことに伴い、本県における対策のための予算を計上させていただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額522億8,984万4,000円に補正額11億7,640万5,000円を増額をし、補正後の額が534億6,624万9,000円となります。

2ページには、各課ごと、会計ごとの金額を掲載しております。

個別の事業につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○高橋商工政策課長 議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」のうち、商工政策課分につきまして御説明させていただきます。

お手元の冊子、令和4年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、37ページをお開きください。

補正額につきましては、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計10億9,279万2,000円の補正をお願いするものであります。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にございますとおり、457億7,089万7,000円となります。

それでは、主な事項について御説明させていただきます。

39ページをお開きください。

まず、(事項) 中小企業金融対策費4,416万7,000円の増額であります。説明欄1の中小企業金融円滑化補助金につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、その下の(事項) 小規模事業者新事業展開等追加支援事業3,092万5,000円の増額であります。説明欄1の小規模事業者新事業展開等追加支援事業につきましても、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

さらに、その下の(事項) 中小商業活性化事業費10億1,770万円の増額であります。説明欄1のみやざき応援消費拡大支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず最初に、小規模事業者新事業展開等追加支援事業であります。

1の事業の目的・背景でございますが、新型コロナウイルスの影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている小規模事業者が行う新商品開発、新サービス開発などを商工会議所等が伴走支援することにより、事業の継続・発展、ひいては地域経済の維持・発展を図ろうとするものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3,092万5,000円、財源は地方創生臨時交付金、実施主体は、宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県商工会連合会であります。

(5)の事業内容でございますが、米印に記載しておりますとおり、昨年度2月補正予算として、小規模事業者新事業展開等支援事業を御承認いただき、今年度に繰越しをさせていただ

いたところですが、昨今の原油価格・物価高騰の影響等に鑑みまして、県として小規模事業者の前向き投資をより力強く後押しする観点から、本事業により間接補助率を3分の2から4分の3に、また、補助上限額を50万円から60万円に、それぞれ引き上げるものであります。

なお、事業のスキーム自体は、一番下の図で示しておりますとおり、従前のものから変更はありません。

3の事業の効果であります。小規模事業者の前向き投資をより力強く後押しすることによりまして、地域経済の維持・発展につながるものと考えております。

次に、資料の4ページをお開きください。

みやざき応援消費拡大支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルスの7度にわたる感染拡大に加え、原油価格・物価高騰により大きな影響を受けている県民や県内事業者を支援する観点から、地域の実情に応じた消費喚起策や商業振興策に取り組む市町村を支援しようとするものであります。

2の事業の概要であります。予算額は10億1,770万円、財源は地方創生臨時交付金、実施主体は市町村であります。

(5)の事業内容でございますが、プレミアム付商品券の追加発行や商店街誘客を目的とした商店街イベント事業など、市町村が実施する地域の実情に応じた消費喚起策、商業振興策に係る経費について、2分の1を上限に補助するものであります。

3の事業の効果ですが、消費喚起策等に取り組む市町村を支援し、県民の負担を軽減しつつ、消費需要を喚起することにより、落ち込んだ地域経済の早期回復が図られるものと考えております。

次に、資料の5ページをお開きください。

中小企業金融対策費であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルスの長期化に加え、原油・原材料価格高騰により、厳しい経営環境にある中小企業に対し、長期・固定・低利の事業資金を安定的かつ円滑に供給することで、経営の安定化を図ろうとするものであります。

2の事業の概要であります。4,416万7,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は420億4,999万3,000円、財源は地方創生臨時交付金であります。

(5)の事業内容ですが、宮崎県中小企業融資制度に新たなメニューとして、原油・原材料高対策特別貸付を創設するものであります。

①の中小企業融資制度貸付金は、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を金融機関に預託するもので、令和4年度当初予算で御承認いただいた緊急対策枠50億円の中から40億円を充当するというものであります。

②の中小企業金融円滑化補助金は、信用保証制度の基準保証料と県融資制度の保証料との差額分について、県が信用保証協会へ補助を行うものでありまして、今回の特別貸付の創設に伴い追加で必要となる補助を行うものであります。

特別貸付の概要につきましては記載のとおりでございますが、既存の貸付けより信用保証料を低く抑えることで、原油・原材料価格高騰の影響を受けて利益額が減少している中小企業の負担を軽減するものとなっております。

3の事業の効果ですが、円滑な資金繰りを支援することにより、事業の継続が図られるものと考えております。

当課からの説明は以上であります。

○佐々木企業振興課長 企業振興課の6月補正

予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の企業振興課の青いインデックスのところ、41ページを御覧ください。

今回お願いしております補正額は、左から2列目、補正額の欄にありますとおり、4,703万3,000万円の増額をお願いしております、補正後の額は、右から3列目にありますように、19億2,799万9,000円となります。

続きまして、43ページを御覧ください。

表の中ほどでございますが、1つ目の(事項)地域企業再起支援事業費の説明欄にあります地域中小企業等新事業展開支援事業及び、その下の(事項)産業集積対策費の説明欄にございます新規事業、食品開発支援機能強化事業、この2つにつきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

地域中小企業等新事業展開支援事業です。

まず、1の事業の目的・背景であります、コロナ禍における市場ニーズや原油価格・物価高騰など、経済活動を取り巻く環境の変化に対応し、厳しい状況においても、新たな成長に向けて取り組む県内中小企業等の前向きなチャレンジを支援するものでございます。

2の事業の概要ですが、補正額につきましては1,500万円の増額補正をお願いしており、当初予算1億3,000万円の同名の事業に追加することといたしまして、補正後の予算額は1億4,500万円となります。(2)の財源は、地方創生臨時交付金を活用したいと思っており、(3)事業期間、(4)の実施主体につきましては、記載のとおりでございます。

今回の補正による変更点でございますが、(5)事業内容に記載のとおり、県内中小企業等が行う新事業展開や新分野進出等の取組への

支援といたしまして、補助金を交付することとしておりますが、その補助率を3分の2から4分の3へ、補助上限額を300万円から350万円へそれぞれ引き上げるものでございます。

3の事業の効果についてであります、コロナ禍における原油価格・物価高騰と経済環境が厳しさを増す中において、ポストコロナを見据えた新分野進出などの新たな事業展開を図る県内中小企業等の取組を支援することによって、新たな成長に向けた事業の創出が促進され、地域経済のさらなる活性化が図られるものと考えております。

続きまして、7ページをお開きください。

新規事業、食品開発支援機能強化事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、原油や穀物等の物価高騰等により影響を受けている県内の食品製造業者におきましては、小麦粉から米粉へといった原材料の転換や、付加価値の高い食品開発などへの対応が課題になっております。このため食品開発センターの支援機能を拡充し、試作品の開発などに係る事業者負担の軽減を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は3,203万3,000円をお願いしており、(2)の財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。(3)事業期間、(4)事業主体につきましては、記載のとおりでございます。

(5)事業内容であります、食品開発センターに新たな製造機器を導入するとともに、支援員を配置し、事業者からの相談対応や情報提供等の機能の充実強化を図るものでございます。

この事業による効果についてであります、食品開発センターの機器整備や相談機能等の強化を行って、原材料の変更等を伴う付加価値の

高い加工食品の開発に取り組む県内食品製造業者を支援することによりまして、事業活動の安定化を促し、コロナ禍からの経済活動の回復を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○児玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課の補正予算について、御説明いたします。

お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、45ページをお開きください。

今回の補正は、658万円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄でございますとおり、14億7,694万円となります。

47ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策推進費の説明欄のところ、1(1)の新規事業、ウクライナ避難民採用企業支援事業であります。別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

1の事業の目的・背景でございます。本県にもウクライナから避難された方たちがおられますが、今後、滞在期間が長期化する可能性もあり、本県での就労を希望される方たちが増加することが想定されます。このため、今回ウクライナ避難民の方を採用した県内企業に対して、給付金を支給することにより、企業による雇用機会の提供や円滑な受入れ体制の整備を支援したいと考えております。

2の事業の概要でございますが、(1) 予算額が658万円、(2) 財源は、全額、地方創生臨時交付金でございます。(3) 事業年度は令和4年度、(4) 事業主体は県としております。

(5) 事業内容でございますが、ウクライナ避難民の方と、雇用保険が適用されます週20時間以上の雇用契約を結び、1か月以上雇用した企

業に対しまして、採用1人につき25万円を支給したいと考えております。

3の事業効果でございますが、県内企業のウクライナ避難民の雇用に対する前向きな気運の醸成と採用した企業での語学や習慣の違い等による不安感の軽減等につながり、就労を希望するウクライナ避難民への就労機会の提供と雇用環境の整備が図られると思っております。

説明は以上です。

○海野観光推進課長 観光推進課の6月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の観光推進課の青いインデックスのところ、49ページをお開きください。

今回の補正は、3,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、21億7,966万3,000円となります。

51ページを御覧ください。

(事項) 観光交流基盤整備費の説明欄の新規事業、宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業3,000万円であります。詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

1の事業の目的・背景ですが、原油価格高騰や物価上昇等の影響により、宿泊事業者における経営環境は厳しさを増しており、コスト削減に資する省エネルギー機器やシステム導入に係る経費を支援することにより、経営基盤の強化を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3,000万円、財源は地方創生臨時交付金でございます。

(5)の事業内容につきましては、対象事業者は、県内のホテル・旅館等を所有・運営する宿泊事業者、②の対象経費は、給湯設備などの熱源や空調、照明などに関するエネルギー機器、

システムを導入するための経費を支援するものであります。補助率は2分の1、補助上限額は150万円としております。

3の事業の効果としましては、宿泊事業者の省エネルギー対策を支援することにより、光熱水費に係る固定経費の節減が図られ、経営の安定につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○山下委員 ウクライナ避難民採用企業支援事業で採用1人につき25万円ということですが、これは何人ぐらいを見込んでの658万円ですか。

○児玉雇用労働政策課長 25名を予定しております。

○山下委員 その対象になるウクライナの避難民の方は何人ぐらい宮崎県にお見えなんですか。

○児玉雇用労働政策課長 今時点で4世帯11名の方が県内にいらっしゃいまして、そのうちお一人が就労されています。ただ、その方がこの事業の対象とさせていただけるかどうかにつきましては、まだ詳細を把握しておりませんので、今後確認させていただきたいと思っております。

また、ほかに2名の方が就労を希望していらっしゃるとお聞きしているところなんですけれども、落ち着いてから、いろんなことを含めて外国人サポートセンターに御相談をされると伺っておりますので、御要望がありましたら、また私どもも対応したいと考えております。

○山下委員 非常に大変な状況でしょうから、できるだけ速やかに簡素化して支援をしてあげてください。お願いしておきます。

○二見委員 今回、新事業展開の支援事業が2本出ているんですけれども、金額が違うということと、実施主体が商工会議所や商工会もしく

は産業振興機構ということなんですが、中身の違いが分からないんですけれども、どういう趣旨をもってこの2つに分けて取り組まれるのか御説明いただきたいなと思います。

○高橋商工政策課長 まず、3ページの小規模事業者新事業展開等追加支援事業、前身の昨年度2月補正予算とも関連してまいります。こちらにつきましては、特に伴走支援をつけているという点が一番のポイントと考えております。

背景といたしまして、小規模事業者の中にはこれからしっかりやっつけこうと前向きに、やる気のある事業者もたくさんいる一方で、なかなか自分一人だけでは、事業計画を立てられなかったり、どうしたらいいのか分からないという部分がございます。そういったところをできる限り伴走支援をしながら、小規模な取組を対象に、この事業で拾っていくこととしております。

一方で、6ページの地域中小企業等新事業展開支援事業は、3ページのものよりも比較的規模が大きいといえますか、取組の中身がより大きなものを対象としております。

○二見委員 今回、補助率3分の2が4分の3になるということで、利用する側としては非常にありがたいと思うんです。やっぱり会社として費用をこれだけ補助してもらえということ、相当ありがたい事業ですよ。

補助割合を引き上げると、それだけ事業者にとっては取り組みやすいけれども、一方で、限られた財源の中で多くのいろいろな事業をやりたいという人たちがいるのであれば、より多くの人たちに活用してもらえるようにするために、抑えるという考え方もあったのかなと思うんです。しかし、今回、補助率を引き上げる、今は経済的な変化もあるもんだから、そこも勘案し

でのことかもしれないんですけども、そういった考え方というのはなかったのかなと思います。

○高橋商工政策課長 3ページ、6ページの事業も3分の2の補助率を4分の3に上げると。そもそも据え置くという考えがないのかという話につきましては、まず3ページのほうで申しますと、特に先ほど申したとおり、この事業のポイントとしては、商工会、商工会議所の伴走支援をワンセットにしているところです。商工会や商工会議所でお話を伺っていると、やはり伴走支援ですので、できる限り一つ一つの事業者に対してしっかり寄り添いながらやっていく、特に身近な相談機関である商工会、商工会議所が寄り添うところが一番のポイントでございますので、あまりにたくさんの方を対象とすると、一つ一つの伴走支援が十分できないとか、そういった弊害もあろうかなと考えたところでありました。

4分の3に引き上げた背景につきましては、恐らくどの事業者も新型コロナに加えまして、物価高騰の影響を幅広く受けていらっしゃるだろうと。一方で、国の予算の事業の中でも補助率3分の2を4分の3に引き上げる事業も一部あったものですから、そういったところを捉えて引き上げることとさせていただいた形になっております。

○二見委員 地域中小企業等新事業展開支援事業は、額も大きいので、事業計画の内容も大きくなっていくんだろうなと思います。

あとは、この予算が通って事業を始めますとなったときに、前回の2月補正予算の事業なんだろうけれども、どれくらい周知期間があって、応募に向けての期間が確保されていたのか。一回ここで締切りがあって、一次募集が終わって、二次募集があって、三次募集がありますよ

というものだったのか。やはり新事業を考えるというのは、ぱっと思いつきでやるものではないと思うんですね。今回私もいろいろ話を聞いていて、非常にいい事業だから取り組みたいという人たちもいるんだけど、なかなかこの期間までに間に合わないなという人たちもいたし、そこ辺をもうちょっとカバーできるような仕組みになっているのかなというのが気になったんですが、いかがでしょうか。

○高橋商工政策課長 小規模事業者新事業展開等追加支援事業につきましては、商工会議所連合会や商工会連合会と相談する中では、追加公募を行おうと考えております。それにつきましては現状、ちょっと調整が必要になってくるんですけども、できれば7月あたりから追加公募したいと考えております。その際には、例えば新聞広告を打つとか、そういった形でできる限り商工会会員・非会員に関わらず、全ての方にこの制度を把握していただいて、しっかりと考えていただけるようフォローアップしていきたいと考えております。

○佐々木企業振興課長 地域中小企業等新事業展開支援事業につきましても、額の大きさ以外の基本的な考え方は同様です。現在も募集を行っているんですけども、その要望状況も見ながら、こちらの事業についても追加募集を行いたいと思っております。

加えて、この事業では伴走支援はないのですが、今、委員からお話がありましたように、事業計画をなかなかつくりづらいといったお話を我々も聞いておりますので、今回実施主体となっております産業振興機構のよろず支援拠点とか、そういったところで企業に対する事業計画策定のいろんな助言等、支援を行っておりますので、別の事業での企業へのいろんな助言も使いなが

ら、この事業について十分使っていただけるように周知等も含めてやっていきたいと考えております。

○重松委員 4ページのみやざき応援消費拡大についてお尋ねいたします。

市町村が行うプレミアム商品券です。紙版とデジタル版がありますが、デジタル版というのは、つまりスマートフォンか何かを使っての取組なんですか。

○高橋商工政策課長 みやざき応援消費拡大支援事業につきましては、紙版・デジタル版と書いております。最終的には市町村のほうで、例えば、紙版のほうが高齢者の方々が使いやすいとか、そういったことをしっかり勘案させていただいて、御判断いただくことを想定しています。デジタル版と書いておりますのは、委員がおっしゃるとおり、例えばLINEアプリとかを使って連携しながらやる方法だとかいろいろ方法がございますので、携帯、スマートフォンを使ったものも対象になるということがございます。

○重松委員 分かりました。そのアプリ自体は、どこか既にシステムができているものを活用するというのでしょうか。

○高橋商工政策課長 県として必ずここを使うよう決めているのではなく、例えば地域通貨が既にあるところについては、そこに5,000ポイント付与するとか、いろんな方法があるかと思えます。新規のものもあれば既存のものもあると思えますが、そこについては特に県から指定することは考えておりません。市町村のほうで制度設計を含めてやっていただきます。

これまでの経緯を見てもみますと、紙版のものがやっぱり一番多いなと感じております。

○重松委員 分かりました。紙版となると印刷

経費がかかったりしますから、これらのアプリを使ってのほうが導入しやすい市町村もいらっしゃるのかなと思います。ですから、各市町村でばらばら、当然制度設計も違うでしょうけれども、どこか大本は活用できるものがあつたら、それをカスタマイズして使いやすいものという御提案なんかができるのも一つの方法かなと思ひまして聞いてみました。

それで、その上で地域通貨ポイントを今までに出している市町村は幾つかあつたのでしょうか。

○高橋商工政策課長 具体的には、川南町のT o r o n (トロン) ですか、あとは延岡市ですとのべおかCOIN等がありますが、すみません、正確な数までは今申し上げられません。

○重松委員 了解しました。商店街が活性化できるように、しっかりサポートをお願いしたいと思います。

○来住委員 1つだけ確認させてください。雇用労働政策課のウクライナ避難民の採用の問題です。週20時間以上の雇用契約をした企業に対して、1人につき25万円を補助しようというわけですけども、実際に避難民の方が働いて、1か月だけ働いて辞めちゃったとかいろいろあると思うんですが、その期限みたいなものはあるのでしょうか。例えば1週間働いただけでも25万円出すのかどうか。そこ辺のもう少し細かいところはあるのかなと思ひましたけれども。

○児玉雇用労働政策課長 今回は採用されてから1か月雇用された企業に対して、1か経過後に25万円の給付をしたいと考えております。

○来住委員 分かりました。

○山内副委員長 小規模事業者新事業展開等追加支援事業について、課長の御説明では、伴走型支援を行って一人一人丁寧な支援を行いたい

というお話だったんですけれども、そうなった場合に、その支援を行う側のスキルとか人材確保とか、受皿の確保という部分も大事になってくると思うんですが、そういった部分は大丈夫なんですか。

○高橋商工政策課長 こちらの事業はもともと、昨年の2月補正で要求させていただいた段階で、商工会議所連合会、商工会連合会、また商工会議所の実際の声を拾いながら、対象は400社ぐらいを想定していたんですけれども、それくらいであれば全体でしっかりと伴走支援を含めてカバーできる規模だと確認した上でこの事業をやっておりますので、体制的には現時点では問題ないのかなと理解しております。

○山内副委員長 コロナ禍で急にいろいろな国の支援事業があつたりすると、どうしても窓口が商工会連合会とか商工会議所とかになって、手続が煩雑になって職員が足りないというような声を聞いたりもしましたので、そういう受皿の確保もしっかりして、伴走型支援もちゃんと行えるという体制づくりが維持できているかという部分についても御配慮いただけたらと思います。

○重松委員 7ページの食品開発支援機能強化事業についてですが、原材料の変更等、付加価値の高いものを開発するために、食品開発センターに製造機械導入や支援員を配置するという事で、小麦粉から米粉への原材料転換のお話がありましたが、米粉のパンは知っているんですが、ほかに米粉がどのようなものに活用できるのかを教えてください。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 今御質問のありました米粉の製品でございますけれども、委員がおっしゃいましたように、確かに米粉のパンというが一番主流かなと思います。そ

のほかに、例えば餃子の皮であつたりとか麺類、ラーメンの麺とか、いわゆるグルテンフリーということで、小麦粉を使わない商品というのが幾つか開発されておりますので、そういったものが出てくるかなと思います。それから、そういった和菓子類、洋菓子というのが開発されるのかなと思っております。

○重松委員 麺類で活用されるとかなり大きな効果があるかと思えます。承知いたしました。

○二見委員 新たに導入する製造機器というのは、何を導入される予定で考えているんですか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 今回、この補正予算につきましては、4点ほど機器を導入することを考えておまして、今お話がありました、米粉を作るような気流式の製粉機を1つ、それから、いろいろな規格で野菜を切れるフードスライサー、それとレトルト食品を作るときの加熱調理殺菌装置、それから炭酸飲料製造、いわゆるビールであつたり、炭酸の入った焼酎とかソーダとかそういったものを作る装置、この4点を導入したいと考えているところでございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

特にないようでありますので、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告につきまして、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後0時59分休憩

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢

